

介護ニーズ試算表(最高裁判所推計)②
 (全国の裁判員候補者の介護ニーズの試算(0.66%)を各地裁所在地の事件数ごとに割り振り、介護ニーズのある裁判員数を試算したもの)

※ 最もニーズが多くなると考えられる月曜日の午前中であっても、1人以上のニーズが見込まれるのは東京、大阪など大都市圏の一部のみ。その他のほとんどの地域のニーズは1人未満と推計される。また、ニーズが低いと推計される火曜日以降は1人以上のニーズは見込まれていない。

庁名	事件数 (平成19年) (単位:件)	毎週月曜日		毎週火曜日	毎週 水曜日以降
		午前	午後		
		(単位:人)			
総数	2,643	22.85	12.42	2.53	2.04
旭川地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
札幌地本庁	70	0.61	0.33	0.07	0.05
釧路地本庁	12	0.10	0.06	0.01	0.01
函館地本庁	23	0.20	0.11	0.02	0.02
青森地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
盛岡地本庁	21	0.18	0.10	0.02	0.02
秋田地本庁	10	0.09	0.05	0.01	0.01
仙田地本庁	61	0.53	0.29	0.06	0.05
山形地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
福島地本庁	3	0.03	0.01	0.00	0.00
福島地郡山	33	0.29	0.16	0.03	0.03
宇都宮地本庁	62	0.54	0.29	0.06	0.05
前橋地本庁	62	0.54	0.29	0.06	0.05
水戸地本庁	42	0.36	0.20	0.04	0.03
さいたま地本庁	106	0.92	0.50	0.10	0.08
千葉地本庁	214	1.85	1.01	0.20	0.17
東京地本庁	215	1.86	1.01	0.21	0.17
東京地八王子	40	0.35	0.19	0.04	0.03
横浜地本庁	153	1.32	0.72	0.15	0.12
横浜地小田原	18	0.16	0.08	0.02	0.01
甲府地本庁	15	0.13	0.07	0.01	0.01
長野地本庁	34	0.29	0.16	0.03	0.03
長野地松本	23	0.20	0.11	0.02	0.02
静岡地本庁	19	0.16	0.09	0.02	0.01
静岡地沼津	25	0.22	0.12	0.02	0.02
静岡地浜松	14	0.12	0.07	0.01	0.01
新潟地本庁	29	0.25	0.14	0.03	0.02
名古屋地本庁	114	0.99	0.54	0.11	0.09
名古屋地岡崎	21	0.18	0.10	0.02	0.02
津地本庁	39	0.34	0.18	0.04	0.03
岐阜地本庁	36	0.31	0.17	0.03	0.03
福井地本庁	7	0.06	0.03	0.01	0.01
金沢地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
富山地本庁	11	0.10	0.05	0.01	0.01
奈良地本庁	39	0.34	0.18	0.04	0.03
大津地本庁	13	0.11	0.06	0.01	0.01
和歌山地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
大阪地本庁	254	2.20	1.19	0.24	0.20
大阪地堺	52	0.45	0.24	0.05	0.04
京都地本庁	70	0.61	0.33	0.07	0.05
神戸地本庁	87	0.75	0.41	0.08	0.07
神戸地姫路	21	0.18	0.10	0.02	0.02
岡山地本庁	37	0.32	0.17	0.04	0.03
広島地本庁	37	0.32	0.17	0.04	0.03
鳥取地本庁	11	0.10	0.05	0.01	0.01
松江地本庁	14	0.12	0.07	0.01	0.01
山口地本庁	27	0.23	0.13	0.03	0.02
高松地本庁	27	0.23	0.13	0.03	0.02
徳島地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
高知地本庁	19	0.16	0.09	0.02	0.01
松山地本庁	16	0.14	0.08	0.02	0.01
福岡地本庁	94	0.81	0.44	0.09	0.07
福岡地小倉	32	0.28	0.15	0.03	0.02
佐賀地本庁	9	0.08	0.04	0.01	0.01
長崎地本庁	22	0.19	0.10	0.02	0.02
大分地本庁	17	0.15	0.08	0.02	0.01
熊本地本庁	40	0.35	0.19	0.04	0.03
鹿児島地本庁	29	0.25	0.14	0.03	0.02
宮崎地本庁	18	0.16	0.08	0.02	0.01
那覇地本庁	27	0.23	0.13	0.03	0.02

介護をしている裁判員等について
(最高裁判所作成)

1. 介護をしている裁判員等から相談がなされる見込みについて

裁判員制度は平成21年5月21日から始まりますが、平成20年12月上旬には、裁判員候補者名簿に登録された方に、その旨の通知が届きます。この通知を受け取った方から、市区町村や裁判所に対して、介護をしている場合にどのようにして裁判に参加するのかなどについて相談や問い合わせがあると考えられますので、そのような方から相談や問い合わせがあった際には、必要な情報を提供していただけるように御準備願います。

また、平成21年7月ごろから、実際に裁判所に来ていただくお知らせが裁判員候補者に届きますので、それ以降は、具体的な利用方法等について、相談や問い合わせがあると考えられます。

2. 裁判員等から介護サービスの利用の申込みがされる時期の見込みについて

裁判員等が介護サービスを利用するまでの流れにつきましては、以下①ないし③のとおりです。

- ① 地方裁判所は、裁判員候補者に対して、裁判所に出頭してもらう日(この日から介護サービスを利用する必要が生じます。)の6週間前までに、「選任手続期日のお知らせ(呼出状)」を送付します。
(注) この段階で、裁判員候補者が介護サービスを利用する必要がある日を認識することになり、辞退の申立てをするのか、あるいは介護サービスを利用して裁判に参加するのかなどの態度を決めることとなります。
- ② 裁判員候補者から裁判所に対して、被介護者を預けて裁判に参加したいといった問い合わせがあった場合は、裁判所は、既存の介護サービスを利用して、裁判員裁判に参加することができることを伝達するとともに、問い合わせ先(市区町村の担当窓口)の情報を提供します。
- ③ この結果、裁判員候補者から市区町村の担当窓口に対して、介護サービス利用に関する相談がされることになるものと思われます。
(注1) 裁判員候補者によっては、裁判所を介さずに、直接市区町村の担当窓口にご相談することもあります。
(注2) 実際に介護サービスを利用する場合のイメージについては、別紙1をご参照ください。

(別紙6)

3. 裁判員等に支給される日当について

裁判員候補者並びに裁判員及び補充裁判員には、日当として、それぞれ1日当たり8,000円以内又は1万円以内の金額が支給されますが、具体的な金額は選任手続や審理等の時間に応じて裁判所が個別に決定することとなっています。

(注) 選任手続期日が午前中に終了し、裁判員に選任されなかった場合には、上記日当額の半額程度(4,000円前後)が支給されます。